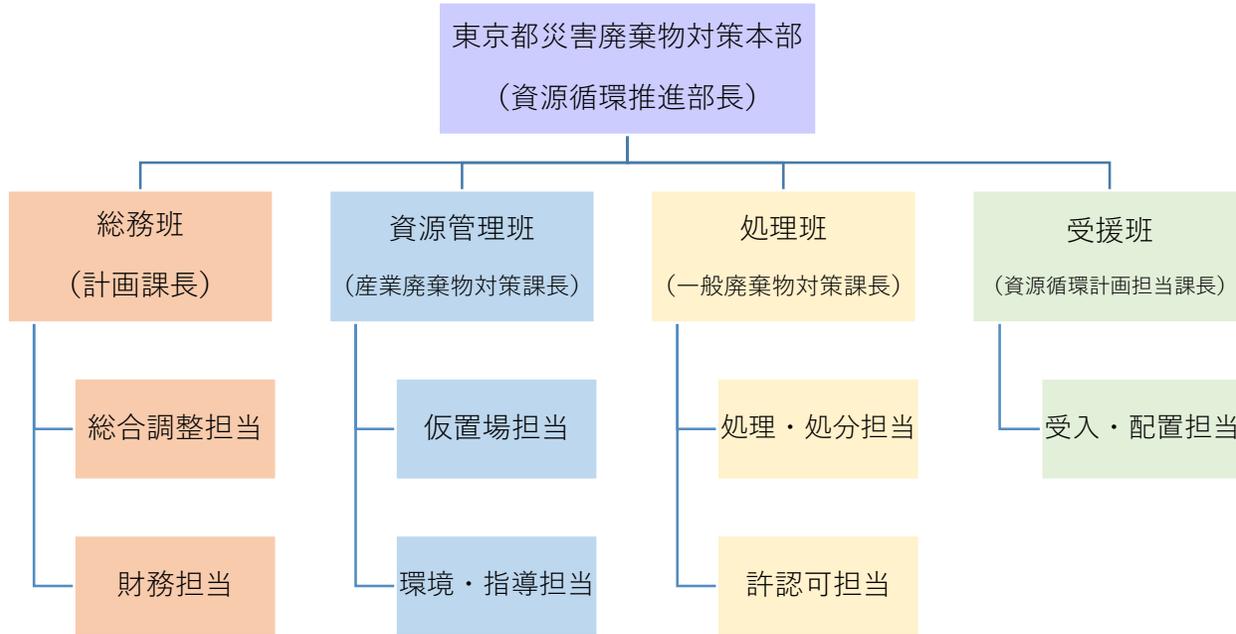


災害廃棄物処理マニュアル 概要版

令和5年度 資源循環推進部計画課

東京都災害廃棄物対策本部処理体制



《東京都災害廃棄物対策本部の設置について》

- 東京都災害廃棄物対策本部は、都内（離島を除く）において、震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めた場合に設置する。
- 総務班、資源管理班、処理班、受援班の各班長は、資源循環推進部の課長級の職員が担当する。

班	担当	取組事項
総務班	総合調整担当	①東京都災害廃棄物対策本部の設置 ②連絡調整（庁内、環境省、広域処理施設） ③災害廃棄物発生量の推計 ④都内処理可能量の算定 ⑤処理方針の設定と進行管理 ⑥都外処理施設への搬入計画の策定 ⑦災害廃棄物処理実行（推進）計画の作成 ⑧事務委託 ⑨公費解体・費用償還
	財務担当	①予算要求・管理 ②人員要求 ③各種契約手続き
資源管理班	仮置場担当	①連絡調整（東京都環境公社、仮置場管理受託業者） ②仮置場（一、二次仮置場）の確保 ③仮置場の設置・運営管理 ④仮置場（一、二次仮置場）の撤去
	環境・指導担当	①許可業者の指導 ②不法投棄、不適正処理対策 ③区市町村の仮置場指導
処理班	処理・処分担当	①連絡調整（区市町村） ②都内廃棄物処理施設の被害状況の把握 ③都内廃棄物処理施設との連絡調整
	許認可担当	①産業廃棄物処理施設の特例許可の手続き ②仮設処理施設の許可手続き ③国庫補助金の手続き
受援班	受入・配置担当	①区市町村から要請を受けた支援内容の整理 ②災害ボランティアとの連携 ③支援側と受援側のマッチング ④情報連絡（災害廃棄物合同処理本部）

	行動の目安									
	平常時	発災～ 24時間	24～ 48時間	48～ 72時間	72時間～ 1週間	1～ 2週間	2週間～ 1か月	1～ 3か月	3～ 6か月	6 か月～
総務班										
東京都災害廃棄物対策本部の設置		■	■	■	■	■	■	■	■	■
連絡調整		■	■	■	■	■	■	■	■	■
災害廃棄物発生量の推計					■	■	■	■		
都内処理可能量の算定				■	■	■	■	■		
災害廃棄物に関する処理方針の設定と進行管理						■	■	■	■	■
都外処理施設への搬入計画の策定						■	■	■	■	■
災害廃棄物処理実行（推進）計画の作成						■	■	■	■	■
事務委託					■	■	■	■	■	■
公費解体・費用償還							■	■	■	■
予算要求・管理							■	■	■	■
人員要求							■	■	■	■
各種契約手続き							■	■	■	■
受援班										
区市町村から要請を受けた支援内容の整理		■	■	■	■	■	■	■	■	■
災害ボランティアとの連携				■	■	■	■	■	■	■
支援側と受援側のマッチング		■	■	■	■	■	■	■	■	■
情報連絡（災害廃棄物合同処理本部）		■	■	■	■	■	■	■	■	■

○東京都災害廃棄物対策本部の設置

- ・ 対策本部の設置、本部会議の開催、業務の進捗確認、必要な人員の要求

○連絡調整

- ・ 被災状況等の情報収集

○災害廃棄物の発生量の推計

- ・ 被災状況を踏まえた都内全体での災害廃棄物の発生量の推計

○処理方針の設定と進行管理

- ・ 災害廃棄物の処理方針（処理期間、処理主体、処理方法、スケジュール等）の決定
- ・ 災害廃棄物処理の進捗管理、目標達成状況の確認

○都内処理可能量の算定

- ・ 都内処理可能量の算定に必要な情報の収集、算定

○都外処理施設への搬入計画の策定

- ・ （都内処理だけで間に合わない場合）災害廃棄物を受入可能な処理施設の情報入手
- ・ 受入先との協議・調整、調整を踏まえた搬入計画の策定、進捗管理

○災害廃棄物処理実行（推進）計画の策定

- ・ 実行（推進）計画の策定、必要に応じた見直し

○事務委託

- ・ 事務受託の必要性の検討
- ・ 区市町村との協議（事務受託の範囲、委託を受ける処理量、役割分担、経費負担等）、都及び区市町村双方での議決

○公費解体・費用償還

- ・ 区市町村向け説明会の開催、体制整備に係る支援、制度周知支援

○予算要求・管理

- ・ 当初予算で不足する人件費、事務委託を受けた場合の委託費等の確保

○人員要求

- ・ 資源循環推進部内で人員が不足する場合の他部署からの人員確保、体制整備

○各種契約手続き

- ・ 事務委託を受けた場合の災害廃棄物処理事業の発注、契約の締結

○区市町村から要請を受けた支援内容の整理

- ・ 区市町村からの災害廃棄物に係る支援要請内容の整理
- ・ 国や災害支援協定締結団体への支援要請

○災害ボランティアとの連携

- ・ 災害ボランティアに対する様々な媒体を活用した災害廃棄物関連情報の周知

○支援側と受援側のマッチング

- ・ 受援側の支援要請内容と、支援側の支援可能内容のマッチング等
- ・ 区市町村の受援内容の把握、整理

○情報連絡（災害廃棄物合同処理本部）

- ・ 合同処理本部の体制構築支援、合同処理本部会議へのオブザーバー参加

	行動の目安									
	平常時	発災 2 4 時間	2 4 時間	4 8 時間	7 2 時間 1 週間	1 2 週間	2 週間 1 か月	1 3 か月	3 6 か月	6 か月
資源管理班										
連絡調整										
仮置場（一、二次仮置場）の確保										
仮置場の設置・運営管理										
仮置場（一、二次仮置場）の撤去										
許可業者の指導										
不法投棄、不適正排出対策										
区市町村の仮置場指導										
処理班										
連絡調整（区市町村）										
都内廃棄物処理施設の被害状況の把握										
都内廃棄物処理施設との連絡調整										
産業廃棄物処理施設の特例許可の手続き										
仮設処理施設の許可手続き										
国庫補助金の手続き										

- 運営委託事業者等との連絡調整
- ◆区市町村からの事務委託により都が二次仮置場を設置する場合
 - ・二次仮置場における処理状況の進捗管理
- 仮置場の確保
- ◆区市町村から仮置場に関する要請があった場合
 - ・仮置場が不足する場合における区市町村の取組の確認、助言
 - ・できる限りの取組を行っても仮置場が不足する場合は、都外広域処理の検討
 - ・それでも仮置場が不足する場合は、都有地等の情報提供

- ◆区市町村からの事務委託により都が二次仮置場を設置する場合
 - ・都有地等の情報を入手し、候補地の選定、関係者との協議・調整
- 二次仮置場の設置・運営管理（事務委託を受けた場合）
 - ・運営委託事業の発注、契約締結
 - ・運営委託事業者等の管理
- 仮置場の撤去
 - ・区市町村による仮置場の原状復旧状況の確認
 - ・区市町村による土壌調査等の環境測定結果の確認
- 許可業者の指導
 - ・許可業者が収集した産業廃棄物を、災害廃棄物と偽って区市町村の仮置場に搬入することを防止するための指導
- 不法投棄、不適正排出対策
 - ・都民への啓発（例：都HPを活用したごみ出しに関する啓発）及び区市町村への助言
 - ・（不法投棄・不適正排出の連絡を受けた場合）現地確認、状況悪化を防止するための措置の実施、区市町村との情報共有
 - ・産業廃棄物処理事業者等への指導
- 区市町村の仮置場指導
 - ・区市町村による仮置場の設置等状況に関する情報整理
 - ・区市町村による仮置場の管理状況のチェック、必要に応じて助言
 - ・仮置場の進捗状況の管理（搬入量、搬出量、処理残量等）

- 区市町村との連絡調整
 - ・災害廃棄物の発生量や仮置場の状況（保管量や搬出入量等）に関する情報収集
- 都内廃棄物処理施設の被害状況の把握
- 都内廃棄物処理施設との連絡調整
 - ・災害廃棄物の受入に関する調整（受入品目、受入基準、受入可能量、受入期間、搬入方法）
- 産業廃棄物処理施設の特例許可の手続き
 - ・廃棄物処理法第15条の2の5第2項に基づき、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出」の受理
- 仮設処理施設の許可手続き
 - ・非常災害時において廃棄物の処分委託を受けた者から、廃棄物処理法第9条の3の3に基づく「非常災害時に係る一般廃棄物処理施設設置届出書」の受理
- 国庫補助金の手続き
 - ・区市町村に対する補助金に関する技術的支援
 - ・災害査定（実地調査）の立ち会い
- ◆都が区市町村から事務受託した場合
 - ・事務受託した業務部分に関する災害等報告書の作成、災害査定（実地調査）への対応